

兵庫県公報

平成19年2月2日 金曜日 第1846号

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	1
○同 上（同）	5
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	7
○保安林の指定（森林保全室）	8
○同 上（同）	8
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○同 上（同）	9
○同 上（同）	10
○同 上（同）	10
○同 上（同）	10
○道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	11
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	11
○平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課）	12
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（参画協働課）	13
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	13
教育委員会告示	
○技能教育施設の指定の解除	14
公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者追加取得講習及び特例措置講習	14
病院局公告	
○入札公告	15

告 示

兵庫県告示第107号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社 伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
所長 宮下通永

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社 伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号

(3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No.1)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No.2、3)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No.4)		
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
能 力	60m ³ /分		150m ³ /分		30m ³ /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日		同 左		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	7~9	9	7~9	9	3~5	3
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10以下	10	10以下	10	10以下	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	120以下	120	120以下	120	120以下	120
	浮遊物質 (単位 mg/L)	100以下	100	100以下	100	100以下	100
	窒素含有量 (単位 mg/L)	30以下	30	30以下	30	30以下	30
	りん含有量 (単位 mg/L)	-	-	-	-	-	-
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1以下	1	1以下	1	1以下	1
	砒素及びその化合物 (単位 mg/L)	-	-	-	-	10以下	10
	使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.6	0.6	1.5/基	1.5/基	0.04	0.04

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No.1)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No.2)	
通 常	最 大	通 常	最 大
炉冶具 25kg/日		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
2～3	2	12～14	14
10以下	10	10以下	10
120以下	120	120以下	120
100以下	100	100以下	100
30以下	30	-	-
1以下	1	-	-
1以下	1	1以下	1
5以下	5	-	-
0.005	0.005	0.02	0.02

備考 汚水等は、公共下水道に流入するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年 2月 2日から同月23日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び伊丹市市民部環境保全課

兵庫県告示第 108 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第 5 条第 1 項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 2月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東京応化工業株式会社 生野工場
朝来市生野町真弓字道順山373-70
工場長 松 本 豊
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東京応化工業株式会社 生野工場
朝来市生野町真弓字道順山373-70

(3) 特定施設に関する事項

種 類	46号口ろ過施設 (No.1)		46号口ろ過施設 (No.2)		46号口ろ過施設 (No.3～No.6)		
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
能 力	60L/分		240L/分		25L/分		
工事着手予定年月日	許可後		同左		同左		
工事完成予定年月日	着手後3日		同左		同左		
使用開始予定年月日	完成後		同左		同左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分～17時15分	7時間	同左		同左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同左		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	14	14	14	14	14	14
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	200	200	200	200	200	200
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下
	窒素含有量 (単位 mg/L)	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	1.6	0	1.6	0	1.6/基	

備考 汚水等は外部処理委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年2月2日から同月23日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び朝来市市民生活部生活環境課

兵庫県告示第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

和田山土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	上野 强	朝来市和田山町栄町37番地9
同	藤本 季次郎	同 市和田山町加都91番地5
同	藤本 貞夫	同 市和田山町加都1469番地3
同	衣川 守	同 市和田山町筒江923番地
同	原田 九郎	同 市和田山町枚田1215番地
同	岩木 恒男	同 市和田山町法興寺295番地
同	大橋 卓正	同 市和田山町桑原336番地
同	夜久 哲夫	同 市和田山町宮285番地
同	濱 守	同 市和田山町岡田182番地
同	加藤 隆雄	同 市和田山町柳原280番地
同	羽濑 隆男	同 市和田山町林垣426番地2
同	磯 亀三	同 市和田山町寺内172番地
同	佐藤 勤	同 市和田山町市場536番地
同	小林 頼世樹	同 市和田山町和田500番地
同	伊達 孝	同 市和田山町寺谷903番地2
同	篠木 勁	同 市和田山町宮田45番地
同	足立 秀雄	同 市和田山町法道寺230番地
同	高本 勤	同 市和田山町久世田259番地
同	中島 匡義	同 市和田山町寺谷731番地1
同	戸田 寮一	豊岡市上佐野301番地
監事	太田 定雄	朝来市和田山町久留引193番地20
同	福富 道康	同 市和田山町市御堂89番地
同	清田 正巳	同 市和田山町久田和477番地3
同	長野 祐	同 市和田山町高生田180番地
同	上野 國雄	同 市和田山町高田104番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	上野 强	朝来市和田山町栄町37番地9
同	藤本 貞夫	同 市和田山町加都1469番地3
同	藤本 季次郎	同 市和田山町加都91番地5
同	治部 進一郎	同 市和田山町久留引85番地1
同	中島 武重	同 市和田山町枚田1448番地
同	岩木 恒男	同 市和田山町法興寺295番地
同	大橋 卓正	同 市和田山町桑原336番地
同	夜久 哲夫	同 市和田山町宮285番地
同	濱 守	同 市和田山町岡田182番地

同	加藤隆雄	同	市和田山町柳原280番地
同	金山茂男	同	市和田山町林垣1206番地1
同	下村敏郎	同	市和田山町寺内84番地
同	佐藤勤	同	市和田山町市場536番地
同	小林頼世樹	同	市和田山町和田500番地
同	伊達孝	同	市和田山町寺谷903番地2
同	篠木勁	同	市和田山町宮田45番地
同	足立秀雄	同	市和田山町法道寺230番地
同	山田久義	同	市新井475番地
同	大橋好信	同	市和田山町高生田123番地3
同	若林一夫	同	市和田山町枚田1692番地
監事	衣川守	同	市和田山町筒江923番地
同	福富道康	同	市和田山町市御堂89番地
同	清田正巳	同	市和田山町久田和477番地3
同	長野祐	同	市和田山町高生田180番地
同	下村亨	同	市和田山町高田158番地

~~~~~

#### 兵庫県告示第110号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成19年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区萩山字奥山757の164
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第111号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成19年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町多子字穴虫1058、1058の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第 112 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年 2月 2日 から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年 2月 2日から 2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 2月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 石倉玉田線	姫路市書写字門ノ外1772番1から 同 市書写字木ノ下1699番まで	旧	5.0から 9.0まで	147.0	
		新	7.0から 16.0まで	147.0	

兵庫県告示第 113 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年 2月 2日 から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年 2月 2日から 2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 2月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区高津字家の脇1064番2 から 同 郡同 町村岡区高津字ワイタ柿805番 まで	旧	5.0から 15.0まで	373.0	
		新	12.0から 20.0まで	369.0	
国道 1 7 8 号	美方郡新温泉町三谷字樋ノ内17番1から 同 郡同 町三谷字樋ノ内27番まで	旧	7.0から 10.0まで	100.0	
		新	7.0から 10.0まで	100.0	
			7.0から 20.0まで	178.0	

兵庫県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年2月2日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年2月2日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 篠山三和線	篠山市栗柄字角田坪798番2から 同市栗柄字角田坪810番1まで	旧	7.0から 21.0まで	120.0	
		新	8.0から 28.0まで	117.0	
県道 春日栗柄線	篠山市栗柄字古世ノ坪1318番1から 同市栗柄字角田坪801番2まで	旧	7.0から 9.0まで	60.0	
		新	8.0から 10.0まで	60.0	

兵庫県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年2月5日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年2月2日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 青垣柏原線	丹波市青垣町栗住野字宮ノクゴ3番2から 同市青垣町栗住野字五反田114番まで	旧	9.0から 14.0まで	292.0	
		新	9.0から 14.0まで	292.0	
			13.0から 27.0まで	304.0	

兵庫県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年2月2日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年2月2日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 2月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 下内膳物部線	洲本市下内膳字坊ノ後165番1から 同 市上加茂字居内221番まで	旧	5.0から 8.0まで	497.0	予定地
	洲本市下内膳字坊ノ後165番1から 同 市上加茂字居内171番3まで 洲本市上加茂字居内171番3から 同 市上加茂字居内221番まで		6.0から 46.0まで 17.0から 20.0まで	509.0 151.0	
県道 福良江井岩屋線	洲本市下内膳字坊ノ後165番1から 同 市上加茂字居内221番まで	新	5.0から 8.0まで 5.0から 46.0まで	497.0 665.0	
	洲本市五色町都志万歳字小川1375番3から 同 市五色町都志字門171番3まで		旧 新	8.0から 38.0まで 8.0から 38.0まで 10.0から 82.0まで	

兵庫県告示第 117 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年 2月 2日
から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年 2月 2日から 2週間、東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所において一般の
縦覧に供する。

平成19年 2月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大久保稲美加古川 線	加古川市加古川町美乃利字知原374番5か ら 同 市加古川町溝之口字下茶屋335番3 まで	旧	3.0から 6.0まで	430.0	

兵庫県告示第 118 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年 2月 2日
から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年2月2日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 村岡小代線	美方郡香美町村岡区板仕野字不栗840番3 から	旧	4.0から 35.0まで	409.0	
	同郡同町村岡区板仕野字不栗840番150 まで	新	11.0から 35.0まで	383.0	

兵庫県告示第119号

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、平成19年2月2日から適用する。

平成19年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「16 浄水場運転管理等業務委託契約
17 公金の徴収又は収納事務委託契約」を
「16 自動車保管場所証明に係る現地調査及び入力事
17 浄水場運転管理等業務委託契約
18 発電所運転管理等業務委託契約
19 公金の徴収又は収納事務委託契約」
務等委託契約
に改める。
」

公 告

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年1月19日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人さつき福祉

イ 代表者の氏名 平坂 春雄

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市大庄中通1丁目105番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して、自立支援と社会復帰に関する事業を行い、地域社会の福祉の推進に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年1月19日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人シニア・One&All

イ 代表者の氏名 福永 雅尚

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市青山1464番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、中高年者に対し、余暇活動としてのゴルフの振興及び普及に関する事業を行うことによって、人と人との交流や、与えられる人生から与える人生に喜びを見出すことのできる生きがいづくりに貢献し、福祉及び健康の増進を図るほか、子どもたちに対し、ゴルフマナーの指導等に関する事業を行い、その健全育成を図ることを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成19年1月19日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あいびー

イ 代表者の氏名 大野 ひろ美

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市山口町名来1丁目22番7号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・要介護者・乳幼児のいる家庭等、支援を必要とする人々に対して、生活支援に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神崎郡福崎町西治字東新田37番1、38番1の一部、38番3の一部、39番、39番1の一部

同 郡同 町西治字中新田44番1の一部、44番3の一部、46番1の一部、48番の一部、49番、50番1、51番の一部、51番1の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市平野町43番地
三和建設株式会社 代表取締役 中 農 誠 剛
- 3 許可年月日及び許可番号
平成18年12月8日
兵庫県指令中播(建)第1-3-2号(17福崎)

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第3号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第36条の規定により、次の技能教育施設の指定を解除した。
平成19年2月2日

兵庫県教育委員会
委員長 平田 幸 廣

- 1 技能教育のための施設の名称
関西高等学院(西宮市松原町2番11号)
- 2 連携措置に係る科目の名称
ビジネス基礎、簿記、情報処理、商業技術、国際ビジネス、経済活動と法及び会計

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第31号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第6条第1項に規定する指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「特例措置講習」という。)について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年2月2日

兵庫県公安委員会
委員長 小倉 修 悟

- 1 追加取得講習及び特例措置講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分
警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号業務」という。)
 - (2) 実施日
平成19年3月6日(火)から同月8日(木)までの3日間
 - (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
社団法人兵庫県警備業協会
- 2 受講定員
追加取得講習及び特例措置講習の受講者の合計で60人とする。
- 3 受講対象者
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 追加取得講習
法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(4号業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者(警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。))を有する者を除く。)で、最近5年間に4号業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの
 - (2) 特例措置講習

旧資格者証を有する者（既に、特例措置講習等により、4号業務以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者を含む。）

4 受付期間

追加取得講習及び特例措置講習ともに平成19年2月9日（金）から同月19日（月）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

6 申込時の提出書類

(1) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 4号業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 特例措置講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

イ 旧資格者証の写し

7 受講手数料

追加取得講習及び特例措置講習ともに、10,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、申込人員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

社団法人兵庫県警備業協会

11 問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線 3046

(3) 社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166

病院局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年2月2日

兵庫県病院事業 契約担当者

病院事業管理者 黒田 進

1 入札に付する事項

(1) 工事名

県立新加古川病院建築工事

(2) 工事場所

加古川市神野町神野地内

(3) 工事概要

本館 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上6階建 延床面積29,400平方メートル
屋外附帯工事（舗装、排水、囲障、植栽他） 1式

(4) 工期

平成21年2月28日限り

(5) 技術提案の受け付け

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本工事の入札に参加することができる資格を有する者は、昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく兵庫県の工事契約に係る競争入札参加資格取得（登録）者又は入札書の提出期限日までに入札参加資格を取得（登録）した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得（登録）しており、その工種が建築一式工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日（平成19年3月下旬予定）まであること。

オ 建設業法の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては955点以上であること。

カ 平成8年度以降に、次に掲げる工事をそれぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有すること。

(ア) 代表構成員にあつては、次に該当する工事

1棟の延床面積が23,500平方メートル以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上5階建て以上の建築工事

(イ) その他の構成員にあつては、次に該当する工事

1棟の延床面積が5,800平方メートル以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上3階建て以上の建築工事

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員（一般共同企業体を除く。）は5者とし、それぞれの出資比率が12パーセント以上であること。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。また、出資比率は構成員中最大であること。

ウ 特別共同企業体の結成方法は自主結成とし、本件入札に関して他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、平成19年3月7日（水）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共

同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体のすべての構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、監理技術者講習修了証については、監理技術者資格者証の交付を平成16年2月29日までに受けている場合には不要とし、監理技術者講習を平成16年2月29日までに受けていたが、監理技術者資格者証の交付を平成16年3月1日以降に受けている場合には、改正前の建設業法の規定による指定講習受講修了証をもって代える。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(ア) 一級建築士の資格を有すること。

(イ) 平成8年度以降に、上記(1)カにおいて代表構成員に施工実績を有することを求める工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することを認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成19年2月2日(金)から同年3月12日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する部局)

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部県土企画局契約・建設業室

電話番号(078)341-7711 内線4340、4365

5 入札説明書の交付

(1) 交付期間

平成19年2月2日(金)午前10時から同月14日(水)午後4時まで

(2) 交付方法

兵庫県庁のホームページ(<http://web.pref.hyogo.jp/>)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県庁ホームページの「電子県庁」→「電子県庁」の中の「電子入札」→「電子入札」の中の「入札情報(兵庫県)」→「入札情報」の中の「入札情報サービス(県土整備部、農林水産部、企業庁関連)」(<https://www2.nyusatsu.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>)→「入札公告」→「検索」→本工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードにより保存することにより取得すること。

ただし、設計図書については、購入希望者に有償で交付する。

(3) 交付に関する問い合わせ先

上記4(2)に同じ。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成19年2月5日(月)から同月14日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成19年3月13日(火) 午前10時

(2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県西館1階大入札室

(3) 入札書の提出期限及び場所

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便により送付し、平成19年3月9日(金)午後5時までに、上記4(2)に必着のこと。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。

ウ 入札者又はその代理人が、本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

エ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

キ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

コ 入札する前に工事費内訳書を提出すること。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 下記8(2)により技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(8) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

ア 年割支払 有

イ 前金払 有

ウ 中間前金払 有

エ 部分払 有

オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 調査基準価格を下回った入札をした者が、入札日から過去2年以内に完成し、又は入札時点で施工中である兵庫県が発注した工事に関して、次のいずれかに該当する場合において、建設工事請負契約の相手方となるときには、専任で配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、それと同等の要件（上記3(3)ア(イ)の施工経験を除く。）を満たす技術者を追加して専任で配置すること。

なお、この場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できないときには、当該入札は無効とする。

ア 工事成績が65点未満であった者

イ 発注者から建設工事請負契約書のかし担保の規定に基づいて修補又は損害賠償を請求された者

ウ 品質管理又は安全管理に関して指名停止又は書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者

エ 履行遅滞があったために指名停止又は書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問い合わせ先

上記4(2)に同じ。

9 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature of required service :

Construction of the Hyogo Prefectural Shin-Kakogawa Hospital

Main Building Reinforced concrete 6 floors above the ground and 1 underground floor

Total floor area : 29,400m²

Outside facilities (pavement, drainage, fences, landscaping, etc.)

(2) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 February 14, 2007

(3) Deadline for tenders :

10:00 March 13, 2007 by direct delivery

17:00 March 9, 2007 by post

(4) Contact :

Construction Contracts and Industry Guidance Office, Policy Planning & Coordination Bureau,

Public Works and Development Department, Hyogo Prefectural Government

10-1 Shimoyamate-dori 5-chome Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel : (078) 341-7711 Ext. 4340 or 4365